

被相続人 日本太郎 相続関係説明図

最後の住所地と登記簿上の住所地が違つ時はその旨を記載

本籍 市 町 番地

(被相続人)

死亡 平成一五年二月四日

出生 昭和二年七月二六日

住所 市 町三丁目四六番一三号

日本太郎

(相続人)

日本花子

出生 昭和一〇年一月二五日

住所 市 町三丁目四六番一三号

(相続人)

日本一郎

出生 昭和三四年二月二日

住所 市 町二丁目二番八号

(相続人) 表示は相続分があることを表しています
住所地は住民票(添付します)のとおり記載します

(分割)

甲田乙子

(分割) 表示は協議の結果、相続しなかったことを表しています

相続及び住所を証する書面は還付した

この書類を提出すれば、戸籍謄本や住民票を還付してもらえます